まもろう憲法25条
いのちのとりで裁判全国アクションNEWS
発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047　大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎
いのちのとりで　検索
12号　2021年11月発行

11月25日、いよいよ金沢地裁判決！

生活保護基準引下げ違憲訴訟金沢地裁判決への思い

人権を主張するいしかわの会（JSK）吉原 和代

2014年10月15日提訴から24回の弁論を行い2021年6月7日結審、11月25日金沢地裁判決がでます。審査請求を含め約8年かかりました。4人の原告の皆さんの頑張りに改めて敬意を表します。原告のお一人、昭さん（仮名）より判決を前にした思いが寄せられました。

私が生活保護制度を利用するきっかけになったのは、娘の病気や夫婦関係の破綻から 37 年務めていた会社を辞め全てを失った後、日雇い会社で働いていたときに心筋梗塞になり、入院した病院のソーシャルワーカーとの出会いからでした。生活保護制度を利用したことで、無事に心臓の手術を受けることができ、生活を立て直すこともできました。

そして、私が原告になったきっかけは、2013 年地元の北陸中日新聞に元中日新聞小松支局長の白井さんの物価偽装の記事が載ったことです。私は審査請求の時から、このことだけにこだわり続けています。金沢地裁の本人尋問、最後の意見陳述でも「生活保護利用者だけ物価が 4.78%下がったのはなぜですか？裁判所の判断をお願いします」と申し上げてきました。私は名古屋地裁、京都地裁で法廷内で判決言い渡しに立ち会うことができ、大阪地裁では裁判所前で歴史的勝訴に立ち会うことができました。

私は親族の反対もあり、実名を出さずに裁判を闘ってきました。今、私は原告としての取り組みがどこまでできたのか？もっと声を出すことができたのではないか？という思いを持ち続けています。だからこそ、生活保護制度を利用することを「恥」と思う文化が強い石川、富山で勝訴することが全国に良い影響を与えると思っています。11 月 25 日には、皆さんと勝利の喜びを分かち合えることを信じています。

私たち人権を主張するいしかわの会（JSK）では、常に原告昭さんの頑張りに引っ張られながら、今日まで闘ってきました。コロナが猛威を振るう前は、年に1～2回程度、原告や弁護団、JSKのメンバーでお酒を飲みながら、語り合い、時には激論を闘わせることもありました。原告の中には病気で障害を負ったり、中心的な支援者を亡くすなど、8年の歳月は決して短くはありませんでした。金沢の勝訴で次の兵庫の判決につなげることができるように最後までがんばります。11月11日には、全国の皆さんに協力いただいた「公正な審理を求める要請署名」を原告2名の方と一緒に裁判所に提出しました。NHK、共同通信はじめ地元の新聞社などマスコミ6社が取材に来て下さり、判決前に原告の取材をしていただけることになりました。11月25日当日はオンラインにて報告集会を開催します。引き続きご支援よろしくお願いいたします。

兵庫も勝訴するぞ！

12 月 16 日(木)14:00 に判決予定

気が付けば全国７番目の判決

兵庫生存権裁判を支援する会事務局長
泉　信忠

お亡くなりになる原告が増えるなかでの闘い

兵庫県は老齢加算廃止の撤回を求める生存権裁判を全国で最後まで闘っており（2016 年 11 月最高裁で棄却）、今回の基準引き下げ撤回を求める裁判は待ちきれず既に提訴されていた人達に合流する形で 2016 年４月からと、やや遅れてスタートしました。

老齢加算時とは原告さんを増員・若返りを図って臨んだ今回の裁判ですが提訴から５年を過ぎ、お亡くなりになられる方や施設に入所される方が増え、出廷される原告さんもだんだん減ってきました。

原告を支え宣伝・署名活動する元気な支援者

しかし、支援者側は元気で（カラ元気か？）毎回法廷を埋め尽くしマスコミにも呼び掛けて原告さんの様子や報告集会を取材してもらっています。また毎月 25 日には「憲法 25 条どおりの生活の実現」と「生存権裁判における公正な審理・判決」を求めて各地の街頭で宣伝・署名活動をしております。

（毎月 25 日の街頭宣伝、記念撮影）

コロナ禍での苦悩、再開を願って

昨年からのコロナ禍により署名については何度か中止せざるを得ませんでした。現在は署名用に机を用意して行っています。

更に毎年、年末に行っていた「原告さんを励ます会」もコロナによる会場の貸し出し制限等によって出来なくなってしまいました。励ます会は原告さんの中にも楽しみにしておられた方が多かったので残念です。励ます会は何としても工夫を凝らして再開したいものです。

（1 万筆の署名を集める決起集会の一コマ）

判決を目前にしての私たちの思い

兵庫県の生存権裁判はスタートが遅れた上にコロナ禍でのびのびになっていたので、なんとなく先行する他の地域の裁判の様子を見ながら運動を進めて行こうと思っていたのですが、気が付けば全国で７番目の 12 月 16 日に判決が言い渡されます。チョット焦っていますが、この間、先行する地域の判決・運動を参考にさせて頂く機会が多々ありました。

総選挙の結果は残念でしたが私達は一層運動を強め裁判長が誰にも忖度なく判決を下せる社会にしたいものです。

裁判所は生きていた！―いのちのとりで裁判のこれから（3）

小久保　哲郎（引き下げアカン！大阪訴訟弁護団副団長）

これまで、2021 年 7 月に行われた愛媛総会の小久保弁護士の基調講演の一部を紹介しています。講演は、大阪勝訴判決の意義、いのちのとりで裁判のこれまでの経緯今後の運動課題についてでした。ニュースでは、講演の後半部分の今後の運動課題について掲載します。今号は最終回、これからの私たちの運動に求められることについての講演部分です。

制度改善を求める運動と裁判運動は車の両輪

これからの動きと、どういう取り組みが求められるのか。これからも次々と判決が予定されています。9 月 14 日午後 2 時半には京都地裁での判決が予定されています（※11 月 3 日現在、原告敗訴で控訴）。次には、11 月 25 日午後 1 時半に金沢で判決が予定されています。さらに、年度内判決に向けた結審が予定されている地域が、神戸地裁、秋田地裁、熊本地裁です。この３つの地域では年度内に判決が見込まれています。その意味で、年度内に５つの判決が出ることが、ほぼ確定しています。さらに岡山、東京のはっさく訴訟も、年度内判決があるかもしれません。

私たちの主張に自信をもとう

この事件について話をする機会があるたびに、普通に考えれば勝たなければおかしい事件だと言ってきました。ただ、ヒラメ裁判官が多いのが日本の裁判所なので、裁判官に勇気を出してもらわなければなりません。まさに大阪地裁判決は、裁判官に勇気さえあれば、勝てる裁判なんだということを示してくれたと思います。そういう意味で言うと、我々の主張は自信をもっていいんです。

判決時が裁判を知ってもらうチャンス

全国弁護団会議は、継続して行っていますが、本当に士気が上がっています。士気をさらに高めていくことが、弁護団にも原告にも支援者にも求められています。また、私はこれまでは、この裁判はせっかく 30 もの全国訴訟団があるのに、その規模感が十分に生かした取り組みができていないことを残念に思っていました。30 もの訴訟団があって、地裁と高裁で判決が出るということは、全部で 60 もの判決が出るということです。現在、4 つの判決が出てるので、これから 56 の判決が出ます（7 月 3 日現在）。今のところ、大阪地裁が勝訴したわけなので、４分の１の勝率です。単純計算すると、56÷４で 14 の勝訴判決が出る可能性があります。この種の事件で勝訴判決が 14 も出ると、政策の根幹が問われます。14 までいかなくても、４つ５つでも勝訴判決が出れば、これはこの政策を導入した自民党にとって大打撃だと思います。各地で大騒ぎして世論に訴えていくことが必要です。判決が出る時は、マスコミで報道されるチャンスです。愛媛では、それを意識して、判決が出るたびに声明を作って、地元のマスコミに投げ込みをしていますね。各地に広げることが大事だと思います。

原告が実名、顔出しで人生を語るからこそ

大阪の原告が、実名で顔を出して、これまでの人生も含めて話して、訴えてきました。こういう姿が、世間の人たちの気持ちを動かしています。もちろん原告の皆さんそれぞれに、様々な事情を抱えておられるので、全員が同じことができるわけではないとわかっています。条件の許す範囲で、同じように取り組んでください。そして支援者の方々は、勇気を出せるように原告を励まし支えて下さい。

大阪は引き続き高裁で頑張っていきますので、全国と連帯して取り組んでいきたいと思っています。ご清聴どうもありがとうございました。

先日実施された衆院選に際して、各政党に「生活保護制度に関する公開質問状」を発出したところ、6政党から回答がありました。主な回答は以下の通り、全文はいのちのとりでHPに掲載されています。

「生活保護制度に関する公開質問状」に対する回答書

○思う・×思わない・△その他　　※黄色で網掛けした政党は、私たちとほぼ同じ意見であり、評価できます。

	私たちの意見	自民党	立憲民主党	社会民主党	日本共産党	れいわ新選組	国民民主党
1　貧困率の改善 我が国の相対的貧困率は2018年の時点で15.4%となっていますが、これが2030年までに半減されるよう、改善に取り組むべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
2-1　生活保護の捕捉率向上 日本の生活保護の捕捉率（本来なら生活保護を受けることができる人のうち、実際に生活保護利用に至っている人の割合）は2～3割に留まり、利用できない状態の方が多くいると考えられています。生活保護の「捕捉率」を上げるべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
2-2　水際作戦の根絶 生活困窮者が生活保護の申請を行った場合に、窓口で違法な申請拒絶（いわゆる「水際作戦」）を受けることがあります。このような「水際作戦」を根絶するための施策を講じるべきだと思いますか。	○	○	○	○	○	○	○
3-1　ケースワーカーの増員と専門性確保 生活保護制度の運用の問題の背景には、現場で働くケースワーカーの人員の不足や専門性の不足が要因の1つとされています。福祉事務所に配置されるケースワーカーの人員を増員し、福祉専門職の採用を促すような施策を講じるべきと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
3-2　ケースワーカー業務の外部委託 現行法制度上、外部委託が許されない「保護の決定・実施」（公権力の行使）と不可分一体であるケースワーク業務（家庭訪問、面接、調査、指導等）について、厚生労働省は、「外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る」としています。外部委託を可能とする方向での法改正を行うべきだと思いますか。	×	△	△	×	×	×	△
4　生活保護基準を2013年の段階に戻す 生活保護基準については2013年（生活扶助）、2015年（住宅扶助、冬季加算）、2018年（生活扶助、母子加算等）と3回にわたる引下げが行われ、生活保護を利用する方々の生活は厳しさを増しています。生活保護基準を2013年時点の水準に戻すべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	△
4-2　級地の見直し 生活保護基準は最も高い1級地の1から最も低い3級地の2まで6段階で設定されていますが、専門家の審議会（社会保障審議会・生活保護基準部会）での検討と切り離して、これを統合する動きが見られます。どのように級地を見直すかについては、専門家の審議会による専門的な検討をふまえるべきと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
4-3　夏季加算の創設 生活保護制度では冬場の暖房費などに充てるための冬季加算が支給されています。しかし、夏にはそのような加算が無いことから、電気代を心配してエアコンを節約し、生命の危険に瀕するケースが後を絶ちません。近年の猛暑に対応するために、冷房費などに充てるための夏季加算の創設が必要だと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
5　一歩手前の困窮層への支援（一部扶助の単給化） 最低生活費を1円でも超えると一切の給付が受けられなくなる現状を改善するため、一部の扶助（住宅、教育、医療、生業）については、一歩手前の困窮層（例えば最低生活費の1.3倍未満）に単給できる（バラで受けられる）ようにすべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	△
6-1　扶養照会の原則廃止（申請者の同意を要件に） 生活に困窮した方が生活保護制度の申請をするにあたって、扶養義務者に扶養照会（援助ができるかどうかの質問）がなされることになっていますが、扶養照会については、申請者の同意がある場合にのみ行うことができるという運用改正をすべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	○
6-2　自動車保有要件の緩和 現在、自動車については、原則として生活保護利用中の保有を認めない運用とされていますが、処分価値の乏しい自動車については生活用品としての保有を認めるなど、保有要件を緩和すべきだと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
6-3　生活保護世帯の子どもの大学等への進学保障 現在の生活保護制度では、生活保護世帯の子どもが大学等に進学した場合、世帯分離（生活保護の適用において、世帯員としては扱わないこと）をすることになっており、当該世帯に対する保護費が減額され、進学の大きな支障になっています。大学生等の世帯内就学と就学等に必要な費用の収入認定除外を認めるなどして、進学保障をすべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070−49720311 口座名義　いのちのとりで裁判全国アクション
○他金融機関からの振り込みの場合　【店名】408（読み　ヨンゼロハチ）　【店番】408
【預金種目】普通預金　【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は
①個人or団体の口数、②名前（所属）
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。